

千葉県熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る費用として、現場管理費の補正を行うにあたり必要な事項を定める。

2 試行対象工事

本試行にあたっては、千葉県土木工事標準積算基準を適用する工事のうち、下記(1)(2)に該当する場合、対象工事とする。

(1) 適用範囲

本要領は、令和2年4月1日以降契約の工事を対象とする。ただし、令和2年4月1日以前に契約した工事であっても、受注者が希望する場合に、受発注者協議により適用することができるものとする。

(2) 対象工事

ア 主たる工種が屋外作業である工事。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を対象期間から除くものとする。

イ 電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とする事ができる。ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間を対象期間から除くものとする。

3 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度(°C)以上、もしくは暑さ指数(WBGT)が日最高25度(°C)以上の日をさす。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上もしくは暑さ指数(WBGT)が日最高25度(°C)以上の場合とする。

※新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたり、当面の間、真夏日の定義は「日最高気温が30度(°C)以上の日」を「日最高気温が28度(°C)以上の日」に、夜間工事は「作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上」を「作業時間帯の最高気温が28度(°C)以上」に読み替える暫定措置を運用する。暑さ指数(WBGT)の変更はない。

なお、この措置を停止するときは、別途通知する。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をさす。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ア 工事着手日

現場作業(測量などの現地作業を伴う準備作業を含む)に着手した日とする。ただ

し、令和2年4月1日以前に契約した工事に適用する場合には、協議が整った日とする。

イ 工事完成日

現場において、すべての作業が完了した日とする。ただし、工事完成日が工期末の20日前を超える場合は20日前を工事完成日とする。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{対象期間中の真夏日} \div \text{対象期間}$$

4 計測・真夏日率算出方法について

(1) 真夏日の計測方法

ア 本試行にあたっては、下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

(ア) 気象庁の地上気象観測所<千葉>の日最高気温が30度(℃)以上の日を、真夏日とする。

(イ) 環境省が公表している、観測地点<千葉>の暑さ指数(WBGT)が日最高25度(℃)以上となる日を、真夏日とみなす。

(ウ) 夜間工事については、①②の観測所等における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上もしくはWBGTが25度(℃)以上の場合、真夏日とする。

イ 休工日においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

(2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

(3) 真夏日率算出方法

真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

5 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{真夏日補正値}(\%)_{※1} = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数}_{※2}$$

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}_{※3}) + \text{施工時期等補正値}_{※4})$$

※1 真夏日補正値(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 真夏日補正係数：1.2

- ※3 千葉市土木工事標準積算基準における「地域補正の補正係数」をさす。
- ※4 千葉市土木工事標準積算基準における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

6 実施方法

- (1) 発注者は、本要領が適用される旨を別添特記仕様書のとおり明示するものとする。ただし、既に契約済みまたは公告されている工事においては、契約締結後速やかに受注者に適用できる旨を通知するものとする。
- (2) 受注者は、本要領の適用を希望する場合は、発注者と協議し実施することができる。
- (3) 受発注者は、「工事着手日」及び「工事完成日」について協議し決定するものとする。
- (4) 受注者は、「4. 計測・真夏日率算出方法について」に基づき算出した真夏日率を発注者に報告するものとする。
- (5) 発注者は、上記(4)の報告があった場合は内容確認後、契約変更するものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日以降に契約した工事に適用する。
なお、施行日以降であれば既契約工事にも適用するものとする。